

議案第32号

三朝町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規
定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成17年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
三朝町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和63年三朝町条例
第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対
応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。
が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(繰上げ徴収) 第16条 町長は、負担金の額の確定 した受益者が次の各号の1に該当す る場合において納期前であっても負 担金を繰り上げて徴収することができる。 (1)及び(2) 略 (3) <u>破産手続開始の決定</u> を受けた とき。 (4)～(6)略 2 略	(繰上げ徴収) 第16条 町長は、負担金の額の確定 した受益者が次の各号の1に該当す る場合において納期前であっても負 担金を繰り上げて徴収することができる。 (1)及び(2) 略 (3) <u>破産の宣告</u> を受けたとき。 (4)～(6)略 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。